

第 1 部 総括的事項

I 身体障害者手帳について

1 意 義

身体障害者福祉法による福祉サービスは、法別表に掲げる一定程度以上の障害を有する者に対して行われますが、個々のサービスを行うに当たり、そのつど障害程度の認定を行うことは、煩雑であり、また、福祉サービスに迅速を欠くことにもなります。

そこで、あらかじめ障害程度を認定し、法別表に該当する身体障害がある旨の証票として、身体障害者手帳を交付することとし、本法による福祉サービスは、この手帳の所持を前提として行うこととなっていますので、身体障害者にとってたいへん重要な手帳となっております。

2 交付申請

身体に障害のある者は、身体障害者福祉法第15条第1項の規定による指定医師の診断書を添えて、市町村（市及び福祉事務所を設置している町村にあつては福祉事務所）を経由して、都道府県知事（または指定都市及び中核市の長）に身体障害者手帳の交付申請をすることとしています。なお、本人が15歳未満の児童についてはその保護者が申請するものとしています。

申請書の提出を受けた都道府県知事（または指定都市及び中核市の長）が、障害程度を審査した結果、その障害が法別表に該当すると認めたときは、申請者に手帳を交付し、該当しないと認めたときは、その理由を付して申請者に通知することとなっています。

手帳の交付を受けた後、障害の程度が重くなるなど変化のあった場合は上記交付申請と同じ手続きで再交付申請することもできます。

また、障害の程度が、更生医療の適用や機能回復訓練等によって、軽減するなどの変化が予測される場合は、再認定を実施します。その場合、手帳に再認定時期を記載するとともに、対象者には再認定時期の2か月前に通知することとしています。手続きは上記交付申請と同様となります。

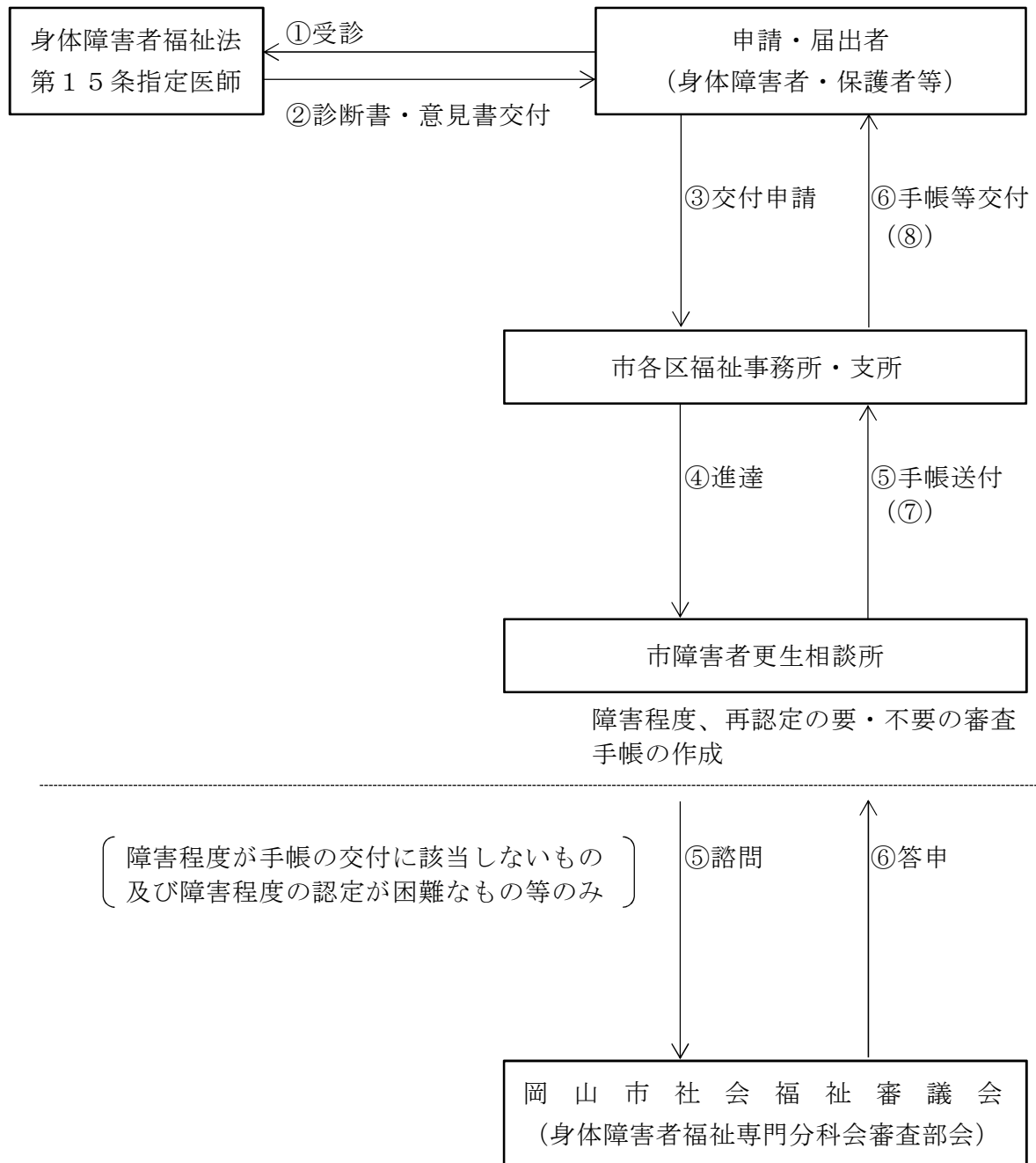
（申請に要する書類等）

- ・身体障害者手帳（交付・再交付）申請書
- ・身体障害者診断書・意見書
- ・写真（縦4cm×横3cm）1枚

（原則として1年以内に撮影されたもので、脱帽で上半身を写したもの）

- ・個人番号と身元確認書類（個人番号カード等）

岡山市における身体障害者手帳の申請から交付までの流れ



Ⅱ 身体障害者の範囲について

身体障害者福祉法は、身体障害者の範囲を別表で次のとおり定めています。

別表（第4条、第15条、第16条関係）

- | |
|--|
| 一 次に掲げる視覚障害で、永続するもの |
| 1 両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）がそれぞれ0.1以下のもの |
| 2 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの |
| 3 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの |
| 4 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの |
| 二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの |
| 1 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの |
| 2 一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの |
| 3 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの |
| 4 平衡機能の著しい障害 |
| 三 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 |
| 1 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失 |
| 2 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害で、永続するもの |
| 四 次に掲げる肢体不自由 |
| 1 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの |
| 2 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの |
| 3 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの |
| 4 両下肢のすべての指を欠くもの |
| 5 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの |
| 6 1から5までに掲げるもののほか、その程度が1から5までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害 |
| 五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害（注）で永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの |

（注）身体障害者福祉法施行令第36条で定められている。

「ぼうこう又は直腸の機能の障害」（昭和59年9月26日政令第288号）

「小腸の機能の障害」（昭和61年9月19日政令第300号）

「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害」（平成10年1月19日政令第10号）

「肝臓の機能の障害」（平成21年12月24日政令第298号）

身体障害者障害程度等級表(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)(太線以下の灰色部分は2種)

級別	視 覚 障 害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又は もしくは機能の障害	肢 体 不 自	
		聴 覚 障 害	平衡機能 障害		上 肢	下 肢
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。(以下同じ。))が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなれば大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はもしくは機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショーパー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなれば話声語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はもしくは機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害
7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
備 考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 7級はもとより身体障害者手帳交付の対象にならないが、肢体不自由で7級相当の障害が2つ以上ある時は6級とする。 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。					

由			心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
	上肢機能	移動機能							
体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							

障害等級	指数
1級	18
2級	11
3級	7
4級	4
5級	2
6級	1
7級	0.5

合計指数	認定等級
18以上	1級
11～17	2級
7～10	3級
4～6	4級
2～3	5級
1	6級

Ⅳ 障害認定時期について

身体障害者の認定にあたっては、永続する障害の状態（障害の固定）を的確に判断するため、岡山市では、障害の原因となる疾病・外傷発生年月日から診断書作成時点までのおおむねの期間（障害認定時期）を下記のとおりとしています。

- （１）視覚・・・医師の判断で個々のケースによる。ただし、原因疾病が脳血管障害である場合は、おおむね６か月経過後
- （２）聴覚、音声言語機能、平衡機能、そしゃく機能障害・・・発症からおおむね１年経過後。ただし、原因疾病が脳血管障害である場合は、おおむね６か月経過後
- （３）肢体不自由
 - ① 脳血管障害、脳症、脳炎等・・・発症からおおむね６か月経過後（脳梗塞等が再発している場合は、再発から６か月経過後となる）
 - ② 脊髄（頸髄）損傷・・・受傷、発症からおおむね６か月経過後
外傷性脊髄（頸髄）損傷で完全麻痺の場合は、受傷から３か月経過後（MR I 画像が必要）
 - ③ 遷延性意識障害・・・発症からおおむね６か月経過後
 - ④ 切断・・・術後
 - ⑤ 人工関節等置換・・・術後おおむね３か月経過後
 - ⑥ その他の疾病、外傷・・・発症、受傷からおおむね１年経過後（骨折等で手術を行っている場合は、術後１年経過後）
- （４）内部障害
 - ① 呼吸器機能障害・・・障害固定又は障害確定（推定）時点から
 - ② ぼうこう・直腸機能障害
 - ・腸管ストマ、尿路変更ストマ・・・ストマ造設直後（ただし、永久的に造設されたものに限る）。
 - ・治癒困難な腸瘻・・・治療終了後
 - ※「ストマにおける排尿・排泄処理が著しく困難な状態」の合併によって上位等級に該当する場合、ストマ増設後、原則６か月を経過した後に申請することになるが、６か月を経過していない場合は、６か月経過後、再申請により再認定を行う。
 - ③ 心臓、腎臓機能障害・・・急性期を除いて個々のケースに応じて判断
 - ④ 小腸機能障害
 - ・小腸大量切除（１級又は３級に該当する）の場合・・・手術後
 - ・上記以外の場合・・・６か月の観察期間を経て認定

V 再認定制度について

1 障害再認定制度の概要

(1) 再認定とは

手帳を交付する際に、障害程度に変化が予想される場合は、手帳交付時から1年以上5年以内で再認定の期日を指定し、その期日までに診査を受けていただき、その方の障害程度の見直しを行うことです。

(2) 再認定の対象者

障害程度に変化が予想される場合、次のいずれかに該当する方が再認定の対象となります。

- ・発育により、その障害程度に変化が生じることが予想される時。
- ・更生医療により、その障害程度に変化が生じることが予想される時。
- ・その他、その障害程度に変化が生じることが予想される時。

(3) 再認定制度の流れ

ア 再認定が必要な旨の通知

手帳を交付する際に、対象者の方に手帳とともに再認定のための診査を受けるべき旨の通知書を交付します。なお、交付される手帳には、「再認定期日」が記載されます。

イ 再認定の実施通知

再認定時期のおおむね2か月前に、対象者の方に対して、再認定の手続き等について、あらためて通知します。

ウ 再認定の方法

再認定の対象の方には、指定した期日までに、身体障害者再交付申請書に、法第15条に定める指定医師が作成した身体障害者診断書・意見書及び写真を添えて、福祉事務所に提出していただきます。提出された身体障害者診断書・意見書に基づき再認定を行い、その方の障害程度に変化が生じたと認めた場合には、先に交付した手帳と引換えに、新しい手帳を交付することになります。

2 診断書作成にあたっての留意事項

(1) 診断書の記載について

進行性の病変等により将来、障害程度が重度化するものについては、原則として再認定を義務付けません。

(2) 再認定時期の決定について

再認定の必要性、再認定を受ける時期は、診断書を参考に決定しますが、必要な場合は岡山市社会福祉審議会の答申内容によります。

(3) 既交付手帳と同一障害分野（同一診断書・意見書）を申請する場合について

既交付の障害（肢体不自由、ぼうこう・直腸機能障害等）についても、現在の状況の記載が必要です。（P74参照）

3 再認定対象者の再認定時期について

(1) 身体障害者福祉法 15 条の指定医師の診断書による再認定時期

指定医師による診断書の記載内容		再認定の実施時期
再認定要	年数記載有り	診断医の記載のとおり（ただし、手帳交付後 1 年以上 5 年以内の期間。不要となる場合有り。）
	年数記載無し	障害の状態により決定
再認定不要		不要

(2) 特別な場合における再認定時期

- ・年少の場合は、3 歳時、および 6 歳時を再認定時期とする。
- ・更生医療受給者の再認定時期については、受給 1 年後とする。

再認定を必要とする主な更生医療の内容は以下のとおり

障害名	再認定を必要とする更生医療の内容	備考
視覚	1. 網膜剥離手術 2. 水晶体摘出 3. 眼内レンズ挿入（術） 4. 角膜移植 5. 虹彩切除（瞳孔）など 視力の回復を見込めるもの	眼球摘出、義眼包埋術は視力の回復を見込めなため再認定の対象としない。
聴覚	1. 鼓室形成術 2. 鼓膜穿孔閉鎖術など 聴力の回復を見込めるもの	人工内耳は、術前の聴力レベルで認定するので、再認定の対象とはしない。
音声・言語 ・そしゃく	1. 口唇形成術、口蓋形成術	歯科矯正（唇顎口蓋裂の後遺症によるそしゃく機能障害）は再認定の対象としない。 ※3 その他の場合における再認定時期の 3 年後とするため
肢 体 不 自 由	1. 関節形成術など 2. 人工関節又は骨頭置換術	・切断端形成術後は、障害程度の変化がないので再認定の対象とはしない。
心臓	1. 心房、心室中隔欠損の手術 2. ペースメーカー植込術、弁置換術、冠動脈バイパス術、P T C A 等虚血性心疾患に対する手術や治療など	
腎臓		・じん移植後、抗免疫療法を行っている期間は 1 級であり、再認定の対象とはしない。 ・人工透析実施中のものは再認定の対象とはしない。
小腸	小腸疾患の治療（中心静脈栄養法など）	原因疾患のクローン病等は一般的に症状に変動があるので再認定のための診査期日は概ね 3 年後とする。
免疫		抗 H I V 療法実施中のものは、再認定の対象とはしない。
肝臓		・肝臓移植後、抗免疫療法を行っている期間は 1 級であり、再認定の対象とはしない。

◇ その他障害程度に変化が予想されるもののうち、特に次の再認定時期については、以下のとおりとする。

障害名	対象者	再認定時期	備考
音声・言語 ・そしゃく	唇顎口蓋裂の後遺症による著しい咬合異常があるため、歯科矯正を必要とするそしゃく機能障害	認定３年後	「歯科矯正治療等の適応があり」が基本条件であることから、歯科矯正治療等の一応の成果がみられる３年後とする。
肢体不自由	脳血管障害に起因するもので、６ヶ月未満で認定された場合	認定１年後	
心臓	ペースメーカー及び体内植え込み型除細動器を植え込みしたもの(先天性疾患により植え込みしたものを除く)	植え込みから３年以内	「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」[心臓機能障害]の４の質疑の回答(２)及び「身体障害者障害程度の再認定の取扱いについて」７による。
ぼうこう・直腸	先天性鎖肛に対する肛門形成術を行った場合	１２歳及び２０歳時	「身体障害認定基準」第２の五の４ぼうこう又は直腸機能障害の(４)ウによる。
小腸	小腸切除(１級又は３級に該当する大量切除は除く)又は小腸疾患による小腸機能障害	認定３年後	・「身体障害認定基準」第２の五の５小腸の機能障害の(注２４)による ・クローン病等の小腸疾患は一般的に症状に変動があるので、再認定のための診査期日は概ね３年後とする
肝臓	初めて肝臓機能障害の認定を行う者であって、Child-Pugh分類の合計点数が７点から９点の状態である場合	認定後１年以上５年以内	「身体障害認定要領」第１１の２の(６)による。

<留意事項>

上記にかかわらず、岡山市社会福祉審議会の意見を聴いた場合は、その答申による再認定の実施時期を優先するものとする。

※審議会では、診断書記載の再認定時期が著しく不適切なもの、あるいは再認定を必要としない旨の記載がある診断書について特に必要があると認められたものについては、新たに再認定時期を設定する。また、再々認定については、個別の状況により判断する。